

別添資料 4 - 1 0 既存建物等解体撤去（平成 3 0 年 8 月 2 4 日訂正版）

1. 解体撤去工事範囲

- (1) 既存建物等の解体については、原則として地下躯体及び基礎も含め、全て解体・撤去する（外構部の設備も含む。）。ただし、残置物に有用性があり本施設等の計画に活用する場合や、技術的に撤去不可能な場合は関係機関との協議によるものとする。
- (2) 現に事業敷地に存する外構については、設置者にて撤去予定となっているものを除き、全て撤去とする。参考として【参考資料 4 - 4】「敷地測量建築物その他調査」を示す。設置者の別等は同資料を確認すること。
- (3) 樹木については、移植、撤去（伐採又は伐根）とも可能とする。参考として【参考資料 4 - 4】「敷地測量建築物その他調査」を示す。
- (4) 敷地内の既存舗装は、原則として全て撤去とする。
- (5) 埋蔵文化財については【別添資料 4 - 1 1】「埋蔵文化財調査」による。出土した埋蔵文化財の撤去は、本解体撤去工事に含める。以下に埋蔵文化財の想定量を示す。

項目	数量
煉瓦	500 m ³
コンクリート	5,000 m ³
石	100 m ³
碎石	1,000 m ³
上水道 8 インチ鉄管	300m
下水道 RC 管 径 21cm~76cm	500m
電線管 木箱+砂	600m
煉瓦混じり残土	25,000 m ³

2. 建物の解体について

解体撤去する建物は下記による。詳細は【参考資料4-3】「既存図」に示す。尚、建物名称は現在の名称で、設計図等に記載されている棟名とは異なる場合がある。

解体建物	構造規模	建築面積	延べ面積	竣工年
横浜税関分関	鉄筋コンクリート造 地上2階	約1,410 m ²	約2,836 m ²	昭和39年
横浜第一港湾 合同庁舎	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階	約1,871 m ²	約8,729 m ²	昭和42年

3. 設備の解体について

- (1) 電気事業者、電気通信事業者の電柱・管路等の撤去については、必要な手続きを行い撤去とする。
- (2) 敷地内旧公道に埋設されている上水道本管100Aの撤去については、水道事務所に必要な手続きを行い撤去とする。
- (3) 敷地内埋設管及び埋設物（浄化槽等）についても全て撤去とする。
- (4) 上水道、下水道、都市ガスの引込配管についても原則として撤去とす（工事期間中利用するものについては別途検討を要する）
- (5) 水道メーターの撤去を行う前に、新規水道メーター所有者への変更手続きを行うこと。

4. アスベスト等を含む資材の撤去について

- (1) アスベストを含有している成形板、吹付け材、防火区画貫通処理材料、遮断器、接触器、ダクト防振継ぎ手部分、配管エルボ保温材等の使用の有無について、工事着手に先立ち、目視及び【参考資料4-8】「既存庁舎のアスベスト含有調査報告書」等により、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づくアスベスト含有材の事前調査等を行う。撤去に当たっては、労働安全衛生法及び関係法令等に基づき適切な処置を行う。なお、横浜税関分関の外壁吹付け塗装材（下地含む）は、分析調査によりアスベスト含有のないことが確認されている。

5. PCBを含む資材の撤去

- (1) PCBを含有している照明器具安定器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、シーリング材等の使用の有無について、工事着手に先立ち、目視及び【参考資料4-9】「既存庁舎のPCB含有調査報告書」等により、事前調査等を行う。既存建物等の解体撤去に伴うPCBの撤去及び集積（箱詰め）については、事業者が行い、当該廃棄物の管理を行う横浜税関に引き渡すものとする。

6. 解体撤去工事に当たっての留意事項

- (1) 解体撤去に当たっては予め発注者に施工計画書等を提出し、その確認を受けてから工事を開始する。
- (2) 工事を実施する前には周辺住民等に解体撤去工事の施工方法、工事工程、工事作業時間、処分材の搬出経路等について十分説明を行う。
- (3) 解体に当たってはその粉塵を含めて周辺に飛散させないことに配慮し、騒音、振動、排気ガスの低減を図るなど周辺環境の保全に努める。
- (4) 解体建物規模や周辺環境を考慮の上、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律100号)」に適合する機械により適切な機械の選定を行い、騒音及び振動等の低減を図る。
- (5) 1.(5)の埋蔵文化財の撤去量を想定し、積み込み・運搬費用、処分費用を事業費に見込むこと。
- (6) 6.(5)の撤去費用は、実際の発生量と差が生じた場合、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができる。埋蔵文化財の発生量が増減し、建設発生土の発生量に影響を与える場合は、それぞれ実際の発生量と【様式B-6-22】に記載の単価に基づき、協議を行う。

7. 発生材の再資源化

(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体等及び特定建設資材の再資源化を実施した場合、分別解体・再資源化の完了時に以下の事項を書面にて国に報告することとする。

- a. 再資源化等が完了した年月日
- b. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- c. 再資源化等に要した費用

(2) 発生した有価物(金属類)については数量、種別を整理し、国に引き渡しを行う。引き渡しの時期については国と協議を行う。有価物は金属類(製品を含む)、ダクト、配管、機械設備機器、照明器具、盤、幹線ケーブル等とする。なお、敷地内に有価物の仮置き場を設けるものとする。数量については、引渡し前に概算数量を算出し国に報告すること。

8. 解体撤去工事に伴う国有財産の取扱いについて

事業者は、国有財産無償貸付契約締結の後、以下の業務を行う。

(1) 既存施設に係る国有財産の管理

既存施設のうち解体せずに存置させるもの(既存樹木等)について、善良な管理者の注意義務を持って適切に管理する。

(2) 国有財産台帳付属図面の調製に係る資料等の作成等

事業者は、「国有財産台帳等取扱要綱」により、国有財産台帳付属図面を作成する。その他、事業者は、発注者が国有財産台帳の整理を行う際に必要となる、国有財産の種別、数量等の調査、資料作成等の支援を行う。